

するという作業を行いました。この評価はあくまでも食品としての安全性という観点です。

その結果としまして、受精卵クローンあるいは体細胞クローン牛におきましては、流産あるいは死産あるいは生後直死の発生頻度が高い傾向が認められていますけれども、順調に生育する牛も結構おまして、それらには特段異常が認められていないという事実。

それから、もう一つは、哺乳類や鳥につきましては、ヒトが食品として食した場合、もとの構成成分自体がヒトに毒性や病原性を発現するという事は知られていないという事実が一方であります。

それから、受精卵クローン牛あるいは体細胞クローン牛において、構成成分として新規に毒性物質や病原物質が生産される可能性を示すような科学的知見というのは見当たらないというこの3点から、受精卵クローン牛あるいは体細胞クローン牛に特有な、食品としての安全性を懸念する科学的根拠は見つかりませんでした。つまり、科学的根拠はないと。

しかしながら、まだこの時点では体細胞クローン牛そのものの生産が初期段階ですので、より多数のクローン牛についていろいろなデータ、それから、乳肉に関するデータをとることによって、裏づけを得た方がいいだろうという報告をさせていただきました。

(PP)

その後、3年間の厚生労働科学研究として、同じように情報を入手できる限りクローン牛の情報を集めて、先ほどと同じように評価するという作業をしました。中には、情報でちょっと足りないと思われるものについては少しデータをそろえて、それらを総合して評価するという作業を行いました。

そのときまでにクローン牛の成育に関する主な情報としましては、ここにお示ししましたように、312頭既に体細胞クローン牛が生産されていました。先ほど来ありますように、生後間もない時期の生後直死というのが非常に多い。ただし、1か月齢以降の死亡頻度は低いということが認められました。

受精卵クローン牛につきましては、体細胞クローン牛よりも生後直死、死産が少ないんですけれども、既にその当時、食肉として処理されていましたので、それが結構な数に上っていました。

それから、体細胞クローン牛の子牛が平成14年に生まれています。それから、体細胞クローンの雌牛から生まれた子牛というのが既にいまして、体細胞クローンの雄牛からも既に生まれていまして、これらの後代につきましては、先ほど渡邊先生から御紹介があったと思います。

異常なDNAメチル化パターンというのが遺伝子を修飾する部分なんですけれども、こういうことが当時既に認められていたんですが、ただ、これが直にいろいろな観察されている異常の原因とつなげる因果関係が当時はよくわかりませんでした。

それから、死亡したクローン牛については、病理試験を一応、動物衛生研究所の研究者が丹念にとっていましたけれども、それらクローン牛に特有の新たな病理所見は認められないと報告しております。

あとは、生育も一般牛とほとんど差がないということです。

(P P)

それから、これは国外の公表されている報告なのですが、いろいろな生理機能について報告が当時既にありまして、内分泌機能、いわゆるホルモンの部分です。特に過大子、母親の腹の中で子どもが大きくなって、その結果としていろいろな死産とか生後直死などが起こることが知られていたということもあって、そういう成長にかかわるようないろいろなホルモンを調べた報告が当時ありました。それによりますと、ここにずらずらいろいろ書いてありますけれども、体温は体温ですが、それ以降はそれぞれホルモンなんですけれども、クローン牛が特にどうだというと、差は小さくて、あっても 20 日齢ぐらいまでで、その後は順調に育っていく牛についてはほとんど差がないということです。

繁殖機能につきましては、大人になるのが少し遅れるという報告が一つあります。それから、繁殖機能を支配するホルモンにつきましても、ほとんど変わらないということです。

成熟した牛につきましては、いろいろな生理機能を調べてみると、それから、先ほどちょっとお話にありましたような血液性状とか血液生化学というような健康診断に使うようなパラメーターについても、ほとんど正常の範囲であるということ。

それから、体細胞クローン牛の精子を使った人工授精も問題ないと。

これは国内のデータなんですけれども、血液性状は項目によっては多少ずれるものもあるんですが、一般牛との間に大きな差がないということです。

(P P)

そういった情報を総合しますと、生後 1 か月以上生存した体細胞クローン牛個体は、一般牛と同じように生育して、差異のない生理機能を持っているということを示しています。このことから、こうしたクローン牛個体が、ヒトを含め哺乳動物に対して生物作用を持つ物質を多量に産生したり、新規の生物活性物質を産生しているということは非常に考えがたいと結論づけました。

これは例えば、あるホルモンとかそういうものが異常に高い値を示した場合に、やはり何らかの異常が肉眼的に出てくると考えられるわけです。そういうわけで、正常に生育した個体については、こういうことが起こっているということは非常に考えがたいと結論づけたわけです。

(P P)

それから、生産物の成分ですが、これは先ほどの後代牛と同じような研究を畜産技術協会の事業で体細胞クローン牛について当時、乳肉の成分について行われていました。それを要約したののですが、ミルクにつきましてはタンパク、脂質含量といったものは一般牛とほとんど同じ。肉については、タンパク質に比べて脂質含量が多少高いということはありませんけれども、これが特に異常かということその範囲ではない。

それから、アミノ酸組成とか脂肪酸組成もそれほど変わらない。

人工胃液とか腸液中での肉の消化試験も消化率に異常は認められない。

それから、ネズミに食べさせて消化させた場合も異常は認められない。

それから、マウスを使ったアレルギー性の試験でも異常は認められない。

生乳の粉末にしたもの、それから、肉を粉末にしたもので、14日間という短期間で食べさせて変異原性を見る試験ですけれども、異常がない。

それから、ラットに14週間与えてから全身をくまなく精査したけれども、全く異常が認められないという結果を得ております。体重50kg当たりに換算すると、かなりの量を14週間食べさせたということです。

それから、一応念のために、体に蓄積されやすい農薬なども測って見ましたけれども、やはりおかしいことは起こらず、いずれも検出されないということです。

(P P)

こうした情報を総合しまして、乳肉の構成成分が一般牛と変わらない、それから、栄養機能の点についても、一般牛の肉や生乳と非常に似ているということを示しているということがわかりました。

それから、動物に食べさせた結果、ヒトが摂取している量に十分以上匹敵する量を給餌しても健康を損なうことがないということで、栄養的にも一般牛の肉や生乳と同等の機能を持つということがわかりました。

(P P)

これらの情報を総合して、平成11年度に中間報告書で3点まとめましたけれども、その考え方に変更を加える必要はないだろうという結論に至りました。

これらのことから、クローン牛特有の要因によって食品としての安全性が損なわれることは考えがたいという結論を得ました。

(P P)

しかしながら、新しい技術であるということで、これには慎重な配慮が必要であろうと。従来より食品として利用される牛については健康であるということが必要条件になっています。その乳肉を利用した食品については、安全で健全でなければならないということが広く認められています。これは当然、クローン牛、それに由来する食品についても当てはまると考えられます。したがって、人獣共通感染症、ヒトと動物の共通の感染症、伝染病というもの、あるいは農薬といった有害化学物質の残留などによって安全性が損なわれることのないような慎重な対応、これは一般牛もまさにしかりなんですけれども、そういう慎重な対応が必要であると。

こうした配慮のもとに、新たに危惧させるようなものが検出された場合には、速やかにその要因を排除できる対応が必要だろうということで、これも特にクローン牛に限ったことではなくて、一般牛にも言えることなんです、そういう結論を得ました。

以上で、簡単ですけれども、情報として提供させていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、ここで10分程度の休憩といたします。第2部は14時55分に再開したいと思いますので、それまでにお席にお戻りくださいますよう、よろしくお願ひいたします。

(休 憩)

○司会(北村専門官) それでは、時間になりましたので、これより意見交換を行います。

まず、パネリストを御紹介いたします。皆様からごらんになりまして左手2番目から、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産草地研究所高度繁殖技術研究チームの渡邊上席研究員です。

東京大学大学院農学生命科学研究科の熊谷教授です。

厚生労働省医薬食品局食品安全部の向山食品安全推進官です。

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課の佐々木課長補佐です。

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室の鈴木専門官です。

農林水産省農林水産技術会議事務局技術安全課の櫻谷課長補佐です。

農林水産省生産局畜産部畜産推進課の菅谷課長補佐です。

農林水産省消費安全局畜産安全管理課の石川課長補佐です。

最後に、一番左が本日のコーディネーターを務めます厚生労働省大臣官房、牛尾参事官です。

意見交換の議事進行につきましては、牛尾参事官にお願ひいたします。

○牛尾参事官 それでは、これから意見交換会を開催させていただきたいと思ひます。

進め方でございますが、御発言を希望される方は挙手をお願ひしたいと思ひます。係の者がマイクをお持ちしますので、差し支えなければお名前と所属をおっしゃっていただきたいと思ひます。できるだけ多くの方々に御意見なり御質問をいただきたいと思ひますので、簡潔にお願ひしたいと思ひます。

それでは、まず最初に前半部分で3名の方にプレゼンテーションを行っていただきましたので、その3名の方に関して何かこの機会に確認しておきたい、あるいは質問したいという方がいらっしゃいましたらお願ひいたしたいと思ひます。

○参加者① 青森県十和田食肉衛生検査所の参加者①と申します。

渡邊先生にお伺ひしたいんですけども、農水省の出したQ&Aの方で、クローン牛の死産等の発生率が高い理由として、クローン動物作出技術が十分に確立されていないということで書かれているんですけども、作出技術でこのところが難しいとか、先生の私見でも構いませんのでわかっている部分、例えば、レシピエント卵子への移し方というか、どこかで不具合が生じているとか、あるいは仮親牛との相性が悪いとか、私見でも構いませんので、わかる範囲で教えていただければと思ひます。

○牛尾参事官 同じような趣旨の質問の方がいらっしゃったら、この機会に関連質問ということで。

○参加者② 日本消費者連盟の参加者②と申します。

3名の先生方にお伺いしたいんですけども、死産とか生後死亡が多いということで、この理由についてどのようなところまでわかっているのか。これが後代に与える影響はないのかどうかということですね。海外でのいろいろな実験もあるようにも伺っておりますので、例えば、染色体の短いものができてしまうんじゃないとか、さまざまな問題点があると思いますので、それについてのデータ、そして、安全性上の問題点についてお伺いしたいと思います。

○牛尾参事官 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。このテーマにつきまして是非聞きたいという方がいらっしゃいましたら、よろしいですか。

それでは、まず、渡邊先生への御質問をいただいておりますので、それについて答えていただきまして、それから、参加者②さんは3名の方におのおのお尋ねしたいということで3名の方に引き続きお答えいただければと思います。

○渡邊先生 技術的に難しいところは何か、解決されていないところは何かということかと思っておりますけれども、それにつきましてはいろいろあろうかと思っておりますが、私の方で一番大きいと考えているのは、ドナー細胞の初期化の問題ですね。そこが難しいのではなかろうかと考えております。クローン胚の核の状態を普通の受精卵と同じ状態に持つていくということでございますので、そこをクリアすればクローン技術は改善されるのではないかと考えております。

ほかにも言われましたように、牛の相性とかそういうものも諸々あろうかと思っておりますけれども、まずは初期化が問題かと考えます。

○牛尾参事官 続きまして、熊谷先生、お願いします。

○熊谷先生 生後直死を含めまして、過大子ということなんですけれども、それにつきましては、今、渡邊先生がおっしゃったような部分がきいてくるのだらうと思っております。安全性の観点ではどうかという話になりますと、先ほどお示ししました平成14年までの結論としましては、私どもの考え方としては、食品として食べる場合には安全性上の懸念はほとんどないだろうと結論付けましたが、この後、食品安全委員会ですらから更に出てきたいろいろな情報、データをベースに、その仕組みについてもうちよつとわかってくるのではなかろうかと考えます。

○牛尾参事官 ありがとうございます。

鈴木専門官からも何かコメントはございますか。

○鈴木専門官（厚生労働省）私の方からお話ができることは限られてしまうんですけども、報告書等を見ていると、先生方がお話ししたような発生学等々と、報告書というのはFDA、EFSAのものでございますが、こういったところが検討を行っているときには、発生学上の問題等を検討して、その結果、食品の安全性の結論というものが出ているという理解をさせていただいているだけですので、お答えになったかわからないんですが、そのような状況があるんだなというような理解をしております。

○牛尾参事官 ありがとうございます。

参加者①、参加者②さん、お二人よろしゅうございますか。補足か何かございますか。

○参加者② 安全性の懸念についての研究の例なんですけれども、例えば、ゲルフ大のベッツ博士の研究とか、ボストンのホワイトヘッド生物医学研究所のゲノム研究センターの体細胞クローンマウスの遺伝子異常が多いとか、そういったデータについては御検討されたのでしょうか。

○牛尾参事官 これは、どなたかありませんか。

○鈴木専門官（厚生労働省） 私からお答えできる中でお答えさせていただきますと、現在私ども厚生労働省といたしましては、安全性の評価について食品安全委員会に評価の依頼をさせていただいている段階でございます。ですので、この辺科学的な知見等を踏まえていろいろ評価結果が出てくるのかなと考えております。先ほどプレゼンテーションさせていただいたものは、報告書の中で結果こんな形が検討として出ておりますということを説明させていただいております。そのような形の理解を差し上げておりますのが、私からの説明になるかと思っております。

○牛尾参事官 渡邊先生からも少し補足がありましたら。

○渡邊先生 私も報告書の御説明をさせていただきましたけれども、私の方は国内調査に限定しているものですから、今回御発表させていただいたものの中では、今御指摘いただいた文献は取り扱っておりません。

○牛尾参事官 ありがとうございます。

ほかの方がいかがでしょうか。

○参加者③ 日本消費者連盟の参加者③と申します。

ちょっとお尋ねしたいんですけれども、家畜クローン研究の現状についてですが、去年10月31日にもございますよね。その中で体細胞クローンについて、死産、生後直死、病死と相当あるんですが、せつかく子どもをつくろうと思って皆さん努力されて、結果死んで生まれるとか、すぐ死んでしまうとか、そういうことに関して動物福祉とか生命倫理とかそういうことは、これは技術の問題ですけれども、お考えにならないのでしょうか。何かそういうことまでして肉を食べたいとは思わないというのが私の考えなんですけれども、それについてお答えください。

○牛尾参事官 参加者③さんは、どなたかに御質問ですか。

○参加者③ 技術をやって体細胞クローンをつくっている方たちにお聞きしたいんですけれども。

○牛尾参事官 では、渡邊さんでよろしいですか。

○渡邊先生 動物福祉、倫理についての御質問かと思えますけれども、確かにそういうところは難しい問題です。ただ、私どもとしては技術開発の研究としてやってきておりまして、行うに当たっては、研究所等の倫理規程に従ってやっております。ただ、技術開発の途中にあるかと思いますので、そのため残念ながら死んでしまう動物が出てくるというこ

とで、私どもも心苦しく思っております。ただ、これを乗り越えていかないと、技術は革新されないのではなからうかと一方で考えている次第です。

○牛尾参事官 よろしゅうございますか。

ちなみに、倫理上の問題につきましては、皆さんにも今日お配りしておりますが、「クローン牛について知っていますか？」というQ&Aの中で、クエスチョン9について割と詳しく解説がされております。「クローン技術に対して倫理上の問題はないのですか」ということで、これまでの経緯も含めまして、これは農林水産省だけの問題ではございませんので、政府全体の考え方が12～13ページに記されておりますので、また後でもお読みいただければと思います。

そのほかにもございますか。

○参加者④ 岩手県消団連の参加者④と申します。

渡邊先生のところでクローン技術の活用はというところで、今回、食品安全委員会に諮問するというところで食料の安定供給の将来性について、どういうふうに見ていらっしゃるのか、今のところコストが高いと。本当に安定供給にいくのかどうかというのは、このくらいの研究者とか行政の方が並んでいらっしゃるって、私は10年ぐらい前にも研究所も見せていただいたことがあるんですけども、それから大して進んでいないという思いもあるんですが、そういう中で本当に食料寄与というのがあるのかどうかお聞きしたいと思えます。

○牛尾参事官 もしかすると農林水産大臣に聞かなくてはいけない問題かもしれませんが、技術者としては限界があるかもしれませんが、取り急ぎ渡邊さんに。

○渡邊先生 今の御質問ですけれども、スライドで挙げましたのは方向性です。ベクトルの方向として、こういう方向があるであろうということを述べております。ただ、残念ながら御指摘のとおり、クローン牛の技術水準については、生産効率が低いのでコスト的に見合わないという現状になっています。

ただ、もしも生産的なコストに見合うものとして考えると、関連するものとして後代動物、例えば人工授精等で増やしますので、そちらの環境が整って、もし利用することができるとすれば、そちらの方を使えば経済的に、あるいは安定して供給するという観点での利用が可能になるのではなからうかと考えております。

○牛尾参事官 よろしゅうございますか。何か納得されているような、納得されていないような顔をされていますけれども。

農水省の方から何かコメントございますか。

○櫻谷補佐（農林水産省）先ほども渡邊先生の方から御報告もありましたが、当然、今の技術水準からいきますと、いわゆる当代牛といいますか、親につきましては非常にコストが掛かるので、実際の商業場面における活用までは進んでいないというのが基本的な現状かなと思っております。

そうすると、当面どんな利用が考えられるのかということになりますが、例えば渡邊先

生などの資料にも、いわゆる家畜改良というものを進める場面での利用の局面があると資料にも出ておりましたが、例えば後代検定と言いまして、生まれてくる牛の性状なりの検定といったものをクローン牛を使えば非常に効率的にできるのではないかといったような可能性もございます。

もともと家畜改良というのは非常に時間が掛かるものですが、クローンであれば生まれてくる子どもの性質が事前にわかっているということもありますので、そういった面で家畜改良を効率的に進める上で、こういった技術が活用できるのではないかと考えているところでございます。

○牛尾参事官 ありがとうございます。

それでは、ほかの御質問でも結構でございます。

○参加者⑤ 神奈川の参加者⑤と言います。

基本的なデータを教えていただきたいんですが、クローン牛の場合コストが掛かるという話が先ほどから出ていますが、一体1頭当たり幾らぐらい掛かるのでしょうか。

それから、クローン胚を仮親に入れて、それが死産も含めて妊娠するのは何パーセントぐらいですか。最終的にちゃんとした個体として出てくるのが何パーセントぐらいなのか、その辺、渡邊さんの分野になるかと思いますが、よろしくお願いします。

○渡邊先生 まず、コストですけれども、コストというのは結構算定が難しいところがございます。というのは、技術料を幾らにするかと。その技術料というのは普及している技術でもなくて、相場もないので何とも言えないんですけれども、アメリカで言われている情報を参考にしますと、1頭数百万円程度と見込まれます。

あと、どのくらい生まれてくるかというお話ですけれども、まず、100頭にクローン胚を移植したとします。生まれてくるのが5～10頭ぐらいです。妊娠は技術者なり場所によってばらつきはあるんですけれども、20～40頭ぐらいです。最終的に5～10頭ぐらい生まれてくるという水準です。

○牛尾参事官 ありがとうございます。

ほかにございますか。

○参加者⑥ 参加者⑥と申します。

今、会場の発言を聞いてみると、やはり有効性とか必要性についての疑問が大きいように思うんですが、厚生労働省が食品安全委員会に諮問される場合は、それらの検討を先にして必要性・有効性があるということで食品安全委員会に諮問されると私は理解しておりますが、そうではないのか、もし必要性・有効性を検討されたなら、その結果について何か情報がございますかどうか、お伺いいたします。

○牛尾参事官 諮問の前提として、厚生労働省が諮問する前に厚生労働省がそういう判断を何かしたのかという御質問ですね。

○佐々木補佐（厚生労働省） 今の御質問の趣旨は、例えばコストも高いし、本当に食品として口に入る商品価値・商業価値があるのか、それを含めてかという御質問ということ



でよろしいでしょうか。有効性・必要性というのは、本当に国民が今クローン牛という形にしてまで商品として口にする必要があるのか。例えば、栄養がすぐれているとか、病気に強いという有効性がある前提での諮問かという御質問でしょうか。そうだとすれば、私どもが諮問差し上げた経緯というのは、先ほど鈴木から御説明申し上げましたけれども、我々の口に入る可能性が出てきたということで、食品として国民の皆さんの口に入るのであれば、それは評価が必要だろうということで、それは値段が高いからとか安いからという観点での評価、前提議論というものはしておりません。これは私ども一般論として同じでございます。ほかのものにつきましても、仮に価格がどうであれ、国民の皆さんの口に入る可能性が高くなってきているという状況であれば行うものでございます。

○牛尾参事官 よろしゅうございますか。

○参加者⑥ 少し確認したいんですが、それでは、必要性とか有効性を検討したのではなくて、口に入る可能性があるから安全性を確認しておきたいということでございますね。わかりました。

○牛尾参事官 ありがとうございます。

○参加者⑦ 東京マイコープの参加者⑦と申します。

御説明ありがとうございます。お話を伺った限りでは、まだ死産が多いあるいは妊娠が少ないというのは技術的な原因というだけで、本当の原因が何かというのがよくわかっていないように聞いたんですけれども、その辺りも考えると、この技術というのがまだ発展途上の技術であって、安定した技術ではないとお見受けするわけなんです。100頭のうち5～10頭ぐらいしか生まれなくて、そのうちのかなりの部分がまた早く死んでしまうということで、生き残った牛が100頭いたとして、一見健康で残っている牛が全部同じ健康な牛とイコールであるとは言いがたいのではないかと。確かに死んでしまう牛もいるし、いろいろなばらつきがあって、1頭1頭職人芸のようにしてつくっている牛の中で、たまたま生き残った100頭がすべて同じように、イコールに健康だとは言いがたいような気がしまして、3点ほど質問があるんですが、1つは、食品安全委員会の方は今日は傍聴という立場で、必ずしもお答えになる立場にはないと聞いているので、もしお答えいただければということで構いませんけれども、熊谷先生が食品安全委員会としてお答えになるというのもちょっと酷な気もするので、できれば前に座っていらっしゃる方にお願ひできればと思いますが、今回のクローン牛というのが、確かに熊谷先生が説明されたように、これが食品として有害であるという証拠は現時点ではないと思うんですね。だけれども、安全であるという証拠が、いろいろ動物実験等をなさって、それはそれで有益なデータだとは思いますが、2頭、3頭という数について検査をされている。先ほど申し上げたように、100頭残ってその100頭が全部同じであれば2頭、3頭を検査すればいいんですけれども、それがすべて1頭1頭その時々違うものであれば、もっとたくさん検査をしない限り安全性というのは確認できないんじゃないかと思っておりますので、そういったまだ安全性について十分な確認ができていない、黒という証拠はないけれども、白という証拠もま

だ不十分だなという状況かと思うんですが、こういった場合にどういった評価をされようとお考えなのかというのを伺いたいです。

何年か前に、陸上において養殖されたフグの評価を食品安全委員会がされて、そのときにフグというのはプランクトンから毒を取り込むものだから、陸上でプランクトンがないような状況で水をきれいにして育てれば当然安全だということで評価してくれると、私が言うのもおかしいですが、佐賀県さんからみれば何百匹も検査をされて安全だというデータを出したのに、結局、最終的に安全とは100%言い切れないということで却下されたかと思うんですが、そういったものに比べるとクローン牛は安全性のデータが十分なのかとちょっと疑問に思いまして、熊谷先生も結論のところ、より多数のクローン牛についてのデータをとることが望まれると書いてあるので、そういう状況がまだ変わっていないんじゃないかと思うので、食品安全委員会の方からどういうふうに評価されるつもりなのかという心構えみたいなものがあれば、お聞きしたいなと思います。

○牛尾参事官 では、そこで一旦切りましょうか。今日は食品安全委員会への意見交換会ではないものですから、私からどうこうということはできないんですが、ただ、食品安全委員会も現段階で厚生労働省からの諮問を受けて勉強を開始されているという段階でございますので、どの程度検討が進んでいるのか、それは私も承知していません。では、答えていただけるということなので。

○北條課長（食品安全委員会） 食品安全委員会の事務局で評価課長をやっております、北條と申します。

これからどういうスタンスで評価をしていくのかということでございますけれども、御案内のように、説明の中でも5月2日に第1回のワーキンググループを開催いたしまして、議論がスタートしたというところでございます。基本的には、厚生労働省の方から御提出されました資料、例えばFDAあるいはEFSAで評価がされたときの文献を含めました資料、それから、日本国内で種々研究がされておりますので、そういった研究成果、それから、例えば、恐らく先ほどヤマウラさんから御指摘のあったような文献なども含めまして、評価を進めていくということになるかと思えます。

そういう中で、ワーキンググループあるいは最終的に食品安全委員会として、まだ安全性について不十分であるということになれば、別途追加の試験成績あるいは文献といったものを諮問されてきた厚労省さんの方に追加の提出等をお願いするということになるのだと思えます。

いずれにしても、現段階では白である、黒であるという結論を出すまで至っているわけではございませんので白紙という状態ではありますが、審議につきましては委員の先生方のお気持ちも同じだと思いますが、私どもとしてはあくまでも中立・公正な立場で科学的な知見に基づいて、粛々と評価を行っていくという立場ということでございます。

○牛尾参事官 北條課長、ありがとうございました。

参加者⑦さん、よろしゅうございますか。参加者⑦さんは、あと2つあるようですが、

できるだけ手短にお願いいたします。

○参加者⑦ 食品安全委員会の方、無理を言いまして済みません。どうもありがとうございました。虚心坦懐な評価をお願いいたします。

2点目に、私たちは受精卵クローンのときに表示の義務化を要望していたんですけれども、結局、任意の表示ということで、わざわざ「Cビーフ」という愛称まで決めて表示しましょうということに決まったんですけれども、ほとんど見掛けなかったのが実情です。実際に市中に出た牛肉の量からして、そんなに私たちが見掛けるようなものでもないということはあるんですけれども、きちんと表示されたのかどうかというのは非常に疑問に思っております。そういう意味で、もし体細胞のクローン牛も含めて許可されるのであれば、表示を義務付けていただきたいんですけれども、現時点で食品安全委員会さんの方からいいということになったら、厚労省さん、農水省さんは表示を義務付けるという意向があるのかどうかを伺いたいと思います。

第3点目は、受精卵クローンの牛がここ数年ほとんど市中に出荷されていないようなので、先ほど伺った経済性の面から余り出荷されていないと思うんですけれども、今すぐにクローン牛を出荷したいという希望が恐らく業界・生産者含めてないだろうと思うんですが、そういう中で、あえてこうやって諮問するのは、牛肉に対するイメージを損なうだけのような気がするんですけれども、先ほど厚労省さんが口に入る可能性があれば諮問するんだとおっしゃっていましたが、諮問してくれと誰かが言うから諮問したのだと思いますけれども、先ほどのお話の中では、アメリカでは評価が済んで外国の評価を待っているからということで、その外国の評価の中に日本がもしかしたら輸入国として入っているのかなとも思うんですが、どうして今そうやってわざわざ諮問をされたのかというのを伺わせていただければと思います。

○牛尾参事官 ありがとうございます。

2番目の表示の問題については、私の方から回答させていただきます。公式な見解としまして、現在、厚生労働省として食品安全委員会に諮問した段階でございますので、リスク管理機関としてどのようなことを行うのかというのは、現在の段階で公式に申し上げることはできないというのが我々のスタンスでございます。そういうことはよく御理解いただいた上での御質問だろうと思います。ただ、そうはいっても、多くの消費者の方は表示の問題について関心があるということは私も承知しているところでございますので、ハラさんからあった指摘を受けまして、同じような要望なり指摘があれば、この機会に私としてはお聞かせいただきたいと思います。ただ、現時点で表示をどうするかということについては申し上げられませんが、要望なり御意見があれば是非この機会にお聞かせいただきたいと思いますが、どなたかいらっしゃいますか。

○参加者② 日本消費者連盟としても表示の義務化は厳しく追求したいと思います。といいますのは、アメリカにおきましても、今こういった体細胞クローンの牛が市場化されようとしている中で、消費者団体が非常に反対しており、また、表示を強く求めています。